



【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No. 9
【根拠条文】 法第27条の25第1項に基づく報告書
【提出先】 関東財務局長
ゴールドマン・サックス証券会社東京支店
(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド)
【氏名又は名称】 社長 持田 昌典
英国領バージン・アイランド、トルトラ、ロード
ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140
【住所又は本店所在地】
【報告義務発生日】 平成18年4月10日
【提出日】 平成18年4月14日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 5名
【提出形態】 連名

第1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】

発行会社の名称	アルプス電気(株)
会社コード	6770
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都大田区雪谷大塚町1-7

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs (Japan) Ltd.
住所又は本店所在地	英国領 バージン・アイランド、トルトラ、ロード・タウン、ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	持田 昌典
代表者役職	社長
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	961,200		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 961,200	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 961,200		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年2月28日現在)	S 181,559,956
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)	0.53
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	0.53

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年2月15日	普通株	37,799	処分	(貸借)
2006年2月16日	普通株	236,400	処分	(貸借)
2006年2月20日	普通株	225,400	処分	(貸借)
2006年2月23日	普通株	76,300	処分	(貸借)
2006年2月27日	普通株	300	取得	
2006年3月1日	普通株	100	処分	
2006年3月1日	普通株	78,000	取得	(貸借)
2006年3月3日	普通株	300	処分	(貸借)
2006年3月6日	対象有価証券カバードワラント	60,000	処分	
2006年3月6日	普通株	60,000	取得	
2006年3月6日	普通株	100	取得	(貸借)
2006年3月15日	普通株	270,600	取得	(貸借)
2006年3月23日	普通株	14,500	取得	(貸借)
2006年3月27日	普通株	60,000	処分	
2006年3月28日	普通株	389,600	取得	(貸借)
2006年4月6日	普通株	164,600	処分	(貸借)
2006年4月7日	普通株	164,000	取得	(貸借)

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 796,600株の借入

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	249,432
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	249,432

第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者) / 2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs International
住所又は本店所在地	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	Patrick J. Ward
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	3,703,925		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 3,703,925	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 3,703,925		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年2月28日現在)	S 181,559,956
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	2.04
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	1.92

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年2月10日	普通株	85,600	処分	
2006年2月13日	普通株	47,700	取得	
2006年2月13日	普通株	24,700	処分	(貸借)
2006年2月14日	普通株	22,400	取得	
2006年2月14日	普通株	41,402	処分	(貸借)
2006年2月15日	普通株	3,100	取得	
2006年2月16日	新株予約権付社債券	586,167	処分	
2006年2月16日	普通株	360,500	取得	
2006年2月16日	普通株	285,400	処分	(貸借)
2006年2月17日	普通株	36,750	処分	
2006年2月17日	普通株	73,000	取得	(貸借)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年2月20日	新株予約権付社債券	293,083	処分	
2006年2月20日	普通株	158,950	取得	
2006年2月20日	普通株	146,500	処分	(貸借)
2006年2月21日	普通株	45,200	取得	
2006年2月21日	普通株	163,100	処分	(貸借)
2006年2月22日	普通株	33,300	処分	
2006年2月22日	普通株	25,900	処分	(貸借)
2006年2月23日	普通株	19,700	処分	
2006年2月23日	普通株	45,800	処分	(貸借)
2006年2月24日	普通株	2,500	処分	
2006年2月24日	普通株	134,000	取得	(貸借)
2006年2月27日	普通株	5,700	処分	
2006年2月27日	普通株	118,600	取得	(貸借)
2006年2月28日	普通株	53,800	処分	
2006年2月28日	普通株	85,500	取得	(貸借)
2006年3月1日	普通株	20,900	取得	
2006年3月1日	普通株	67,700	取得	(貸借)
2006年3月2日	普通株	24,900	取得	
2006年3月2日	普通株	26,900	処分	(貸借)
2006年3月3日	普通株	51,800	取得	
2006年3月3日	普通株	20,600	取得	(貸借)
2006年3月6日	普通株	52,500	取得	
2006年3月6日	普通株	198,700	取得	(貸借)
2006年3月7日	普通株	37,000	処分	
2006年3月8日	普通株	31,700	処分	
2006年3月8日	普通株	45,400	取得	(貸借)
2006年3月9日	普通株	31,800	取得	
2006年3月9日	普通株	107,500	取得	(貸借)
2006年3月10日	普通株	125,700	処分	
2006年3月10日	普通株	547,530	取得	(貸借)
2006年3月13日	普通株	4,500	処分	
2006年3月13日	普通株	69,800	取得	(貸借)
2006年3月14日	普通株	13,000	処分	
2006年3月15日	普通株	21,600	処分	
2006年3月15日	普通株	416,175	取得	(貸借)
2006年3月16日	普通株	66,500	処分	
2006年3月16日	普通株	95,600	取得	(貸借)
2006年3月17日	普通株	700	取得	
2006年3月20日	普通株	61,200	取得	
2006年3月20日	普通株	33,100	処分	(貸借)
2006年3月22日	普通株	10,800	取得	
2006年3月23日	普通株	56,700	処分	
2006年3月24日	普通株	54,500	処分	
2006年3月24日	普通株	193,000	処分	(貸借)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年3月27日	普通株	500	処分	
2006年3月27日	普通株	131,100	処分	(貸借)
2006年3月28日	普通株	23,800	取得	
2006年3月28日	普通株	263,525	取得	(貸借)
2006年3月29日	普通株	30,600	取得	
2006年3月29日	普通株	237,200	取得	(貸借)
2006年3月30日	普通株	91,300	取得	
2006年3月30日	普通株	7,900	取得	(貸借)
2006年4月3日	新株予約権付社債券	70,340	処分	
2006年4月3日	普通株	20,300	処分	
2006年4月3日	普通株	16,000	取得	(貸借)
2006年4月4日	普通株	25,100	処分	
2006年4月5日	普通株	30,300	処分	
2006年4月5日	普通株	208,500	処分	(貸借)
2006年4月6日	普通株	6,800	処分	
2006年4月6日	普通株	600	処分	(貸借)
2006年4月7日	普通株	7,500	処分	
2006年4月7日	普通株	66,825	取得	(貸借)
2006年4月10日	普通株	66,000	取得	
2006年4月10日	普通株	65,875	取得	(貸借)

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 3,603,225株の借入(ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー等からの借入)

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	202,746
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	202,746

第2【提出者に関する事項】

3【提出者(大量保有者) / 3】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs Asset Management, L.P.
住所又は本店所在地	32 Old Slip, New York, New York, 10005 U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成2年4月18日
代表者氏名	ピーター・クラウス / リック・シュワルツ (2名)
代表者役職	共同代表者
事業内容	投資信託委託業・投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

運用を目的とした証券投資信託による保有及び投資一任契約に基づく運用を目的とした保有

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)			18,948,800
新株引受権証券 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	N	O 18,948,800
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	18,948,800	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年2月28日現在)	S	181,559,956
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)		10.44
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		9.89

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年2月10日	普通株	221,600	取得	
2006年2月13日	普通株	6,500	取得	
2006年2月14日	普通株	5,800	処分	
2006年2月15日	普通株	16,000	取得	
2006年2月16日	普通株	190,500	処分	
2006年2月24日	普通株	8,800	取得	
2006年2月27日	普通株	56,000	処分	
2006年3月1日	普通株	125,900	取得	
2006年3月2日	普通株	233,200	取得	
2006年3月3日	普通株	162,700	取得	
2006年3月6日	普通株	109,900	取得	
2006年3月7日	普通株	160,100	取得	
2006年3月8日	普通株	234,800	取得	
2006年3月10日	普通株	13,900	処分	
2006年3月13日	普通株	142,200	取得	
2006年3月14日	普通株	37,600	取得	
2006年3月15日	普通株	191,200	取得	
2006年3月17日	普通株	6,400	処分	
2006年3月20日	普通株	1,800	取得	
2006年3月23日	普通株	156,100	取得	
2006年3月24日	普通株	163,500	取得	
2006年3月27日	普通株	119,300	取得	
2006年3月28日	普通株	16,100	取得	
2006年3月29日	普通株	200,400	取得	
2006年4月3日	普通株	151,500	取得	
2006年4月4日	普通株	800	取得	
2006年4月5日	普通株	369,600	取得	
2006年4月6日	普通株	103,700	取得	
2006年4月7日	普通株	47,000	取得	
2006年4月10日	普通株	115,400	取得	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

第2【提出者に関する事項】

4【提出者(大量保有者) / 4】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs & Co.
住所又は本店所在地	85 Broad Street, New York, New York 10004, U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	明治 2 年 12 月
代表者氏名	Robert J. Katz
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	2,249,825		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			68
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 2,249,825	N	O 68
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 2,249,893		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年2月28日現在)	S 181,559,956
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	1.24
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	1.21

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年2月10日	普通株	10,000	処分	(貸借)
2006年2月13日	普通株	48,100	処分	(貸借)
2006年2月15日	普通株	100	取得	
2006年2月16日	普通株	100	処分	
2006年2月16日	普通株	17,450	処分	(貸借)
2006年2月17日	普通株	74,500	取得	(貸借)
2006年2月21日	普通株	2,500	処分	
2006年2月22日	普通株	1,000	処分	
2006年2月22日	普通株	177,200	処分	(貸借)
2006年2月23日	普通株	2,500	取得	
2006年2月23日	普通株	10,300	取得	(貸借)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年2月24日	普通株	1,000	取得	
2006年2月24日	普通株	86,200	取得	(貸借)
2006年2月27日	普通株	100	取得	
2006年2月27日	普通株	126,700	取得	(貸借)
2006年2月28日	普通株	2,000	取得	
2006年2月28日	普通株	83,000	取得	(貸借)
2006年3月1日	普通株	5,000	処分	
2006年3月1日	普通株	9,300	処分	(貸借)
2006年3月2日	普通株	3,000	取得	
2006年3月2日	普通株	47,000	処分	(貸借)
2006年3月3日	株券預託証券	200	処分	
2006年3月3日	普通株	66,000	取得	(貸借)
2006年3月6日	普通株	81,000	取得	(貸借)
2006年3月7日	普通株	130	取得	
2006年3月8日	普通株	45,400	取得	(貸借)
2006年3月10日	普通株	2,000	処分	
2006年3月10日	普通株	247,400	取得	(貸借)
2006年3月13日	普通株	69,800	取得	(貸借)
2006年3月15日	普通株	1,500	取得	
2006年3月15日	普通株	147,600	取得	(貸借)
2006年3月16日	普通株	95,600	取得	(貸借)
2006年3月20日	普通株	33,100	処分	(貸借)
2006年3月24日	普通株	1,500	処分	
2006年3月24日	普通株	193,000	処分	(貸借)
2006年3月27日	普通株	600	処分	(貸借)
2006年3月28日	普通株	89,000	取得	(貸借)
2006年3月29日	普通株	148,400	取得	(貸借)
2006年3月30日	普通株	3,000	取得	
2006年3月30日	普通株	200	処分	(貸借)
2006年4月3日	普通株	5,500	処分	
2006年4月4日	普通株	3,000	取得	
2006年4月6日	普通株	6,675	処分	(貸借)
2006年4月7日	普通株	137,525	処分	(貸借)
2006年4月10日	普通株	2,500	処分	
2006年4月10日	普通株	47,300	取得	(貸借)

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 2,248,725株の借入(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド等からの借入)

第2【提出者に関する事項】

5【提出者(大量保有者) / 5】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成 8 年 2 月 6 日
代表者氏名	土岐 大介
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	投資信託委託業・投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

運用を目的とした証券投資信託による保有及び投資一任契約に基づく運用を目的とした保有

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)			7,771,600
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	N	O 7,771,600
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	7,771,600	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年2月28日現在)	S	181,559,956
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)		4.28
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		3.97

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年2月14日	普通株	66,500	取得	
2006年2月15日	普通株	25,900	取得	
2006年2月17日	普通株	23,600	取得	
2006年2月21日	普通株	115,400	処分	
2006年2月24日	普通株	173,100	取得	
2006年2月27日	普通株	113,400	取得	
2006年3月7日	普通株	43,200	取得	
2006年3月9日	普通株	87,100	取得	
2006年3月10日	普通株	15,600	処分	
2006年3月13日	普通株	11,500	処分	
2006年3月22日	普通株	7,700	処分	
2006年3月23日	普通株	2,300	処分	
2006年3月29日	普通株	33,200	取得	
2006年4月3日	普通株	172,300	取得	
2006年4月4日	普通株	1,000	取得	
2006年4月6日	普通株	11,800	取得	
2006年4月7日	普通株	166,300	取得	
2006年4月10日	普通株	179,200	取得	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	13,035,124
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	13,035,124

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) Goldman Sachs (Japan) Ltd.
- (2) Goldman Sachs International
- (3) Goldman Sachs Asset Management, L.P.
- (4) Goldman Sachs & Co.
- (5) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券（株）	6,914,950		26,720,400
新株引受権証券（株）	A	—	G
新株予約権証券（株）	B	—	H
新株予約権付社債券（株）	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			68
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計（株）	M 6,914,950	N	O 26,720,468
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q 33,635,418		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） (平成18年2月28日現在)	S 181,559,956
上記提出者の 株券保有割合（%） (Q/(R+S)×100)	18.53
直前の報告書に記載された 株券保有割合（%）	17.52

15 November 2004

TO: Chief of Kanto Financial Bureau
Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.
Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower
10-1, Roppongi 6-Chome
Minato-ku, Tokyo 106-6147
Japan

Power of Attorney

We, Goldman Sachs International, of Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB, a company duly organized and existing under the laws of England and Wales hereby appoint Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan :

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and

IN WITNESS WHEREOF, this Power of Attorney has been duly executed as a Deed on this 15th day of November 2004.

GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL

By: Richard J. Levy
Name: Richard J. Levy

Title: Managing Director

By: Oliver S. R. Buxton

Name: Oliver S. R. Buxton

Title: Assistant Secretary

(訳文)

委任状

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

ロンドン市 EC4A 2BB、フリート・ストリート133、ピーターボロ・コートに所在する我々ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドに関し我々の適法な代理人に選任する。

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という。)に基づき必要な各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。

我々は、当該代理人により、前記に関連して調印されたすべての書類をここに承認する。

上記を証するために、本委任状は2004年11月に証書として正当に作成された。

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

(署名)

マネージング・ディレクター

(署名)

アシスタント・セクレタリー

[2004]

TO: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.

Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower
10-1, Roppongi 6-Chome
Minato-ku, Tokyo 106-6147
Japan

Power of Attorney

Goldman Sachs Asset Management, L.P. hereby appoints Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of
Goldman Sachs Asset Management, L.P.

By: 

Name: Ellen Porges

Title: Managing Director

Address: Goldman Sachs & Co.
1 New York Plaza, 37th Floor
New York, New York 10004

(訳文)

2004年 月 日

関東財務局長 殿

代理人： ゴールドマン・サックス証券会社東京支店
(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド)

代理人住所： 東京都港区六本木6丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー

委任状

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント L.P.は、ここにゴールドマン・サックス証券会社東京支店を、下記にかかる一切の権限を有する代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」及び関係法令（以下「ルール」と総称する）に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 上記に付帯関連し前記代理人が必要と思料するその他の行為、手続きを行うこと。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント L.P.

(署名)

エレン・ポージス
マネージング・ディレクター

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー
アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10004
ニュー YORK市 ニューヨークプラザ 1 37 階

October 25, 2004

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.

Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower
10-1, Roppongi 6-Chome
Minato-ku, Tokyo 106-6147
Japan

Power of Attorney

Goldman Sachs & Co. hereby appoints Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Japanese Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the Rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the Rule; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of
Goldman Sachs & Co.,

By: 

Name: Roger S. Begelman

Title: Chief Compliance Officer

Address: 30 Hudson Street, 27th Floor
Jersey City, NJ 07302
United States of America

(訳文)

2004年10月

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド
東京都港区六本木6丁目10番1号
六本木ヒルズ 森タワー

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドを、下記にかかる一切の権限を有する代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第2章の3 「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という。)に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー

(署名)

ロジャー・エス・ビーゲルマン
チーフ・コンプライアンス・オフィサー

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー
アメリカ合衆国 ニュージャージー州 07302
ジャージーシティー、ハドソンストリート 30 27 階

平成18年3月3日

関東財務局長 殿

代理人： ゴールドマン・サックス証券会社東京支店
(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド)

代理人住所： 東京都港区六本木6丁目10-1
六本木ヒルズ森タワー

委任状

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ここにゴールドマン・サックス証券会社東京支店を、下記にかかる一切の権限を有する日本における代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という)に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

住所： 東京都港区六本木6丁目10-1
六本木ヒルズ森タワー

商号： ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
代表取締役社長 土岐 大介

